

ものづくり企業の技能士育成をバックアップ！

技能検定受検支援

(ものづくり企業リスクリング支援事業)



概要	ものづくり企業の人材確保及び人材育成を目的に高度な知識や技術を習得するリスクリングを支援するため、従業員の技能検定受検にかかる経費の一部を助成します。 ※技能検定…働くうえで身につける、または必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度。この検定の合格者だけが「技能士」を名乗ることができる。
対象者	(1) 以下のすべてを満たす中小企業者（個人事業主は対象となりません） ① 製造業、情報サービス業、映像・音声等制作業、デザイン業その他これらに類する業種に属する事業を営んでいる。 ② 申請日以前に引き続き1年以上、市内に①の事業の主たる事業所または生産施設がある。 ③ 市税の滞納が無い。
対象経費	事業者が負担した技能検定の受検手数料で以下のすべてを満たすもの ① 各都道府県職業能力開発協会が実施する職種であること * 民間の指定試験機関が実施する職種は対象外です。 * 対象職種は、厚生労働省HP「技能検定制度について」の技能検定職種一覧でご確認ください。 ② 受検級数が特級、1級又は単一等級のいずれかであること ③ 学科試験・実技試験ともに合格し、合格証書が発行される予定であること。 * いずれか一方のみの合格（一部合格）では申請できません。
助成額	対象経費の1/2 限度額 1名につき1万円まで
募集時期等	技能検定合格後、申請書類を添えて所定の期間内に申請してください。 * 令和5年度は後期試験から申請できます。
注意点	① 受検者は自社の従業員に限ります。（役員は対象外です。） ② 受検者が支払ったものを、後日事業者が負担する場合も申請できます。申請の際に事業者が負担したことが分かる書類を添付してください。 ③ 受検手数料の支払年度が申請年度と異なる場合は申請できません。 * 前年度以前に一部合格している場合などで、申請年度より前に支払ったものなど

◆中小企業者・小規模企業者とは

次の資本金基準、従業員数基準のいずれかを満たす会社を指します。

業種	中小企業者		小規模企業者
	資本金	従業員数	従業員数
製造業	3億円以下	300人以下	20人以下
情報サービス業、映像・音声等制作業、デザイン業	5千万円以下	100人以下	5人以下

提出書類等はここからダウンロードできます。



ものづくり企業リスクリング
支援事業(技能検定受検支援)

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/shokogyoshinkoka/gyomuannai/1/6/24888.html>

【お問い合わせ先】

金沢市 経済局 商工業振興課 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL 076-220-2205 FAX 076-260-7191 MAIL syoukou@city.kanazawa.lg.jp